

委託検査契約書

骨密度検査(以下「検査」という。)の委託について、独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター 院長 肱岡 泰三(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、検査を甲に委託し、甲はこれを受託するものとする。乙は甲に検査を委託しようとするときは、予め、FAX及び所定様式により、甲に、申し込むものとする。

第2条 検査及び契約金額は、次のとおりとする。

腰椎+股関節	1回当たり単価	3,600円	+	消費税
腰椎のみ	1回当たり単価	2,880円	+	消費税

第3条 甲は、検査費用を各月分取りまとめ、翌月10日までに別紙により請求書を発行するものとする。

2 乙は、前項の請求書を受領したときは、その内容を審査のうえ、請求書を受領した月の末日までに甲の口座に振り込むものとする。

第4条 甲は、検査結果を印刷した用紙を、検査当日に検査を受けた患者に渡すものとする。

第5条 この契約の有効期限は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。
ただし、契約満了前1ヵ月前までに甲・乙どちらかからの申し出がない限り、この契約は1年毎の自動更新とする。

第6条 この契約の定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 受託者 河内長野市木戸東町2番1号
独立行政法人 国立病院機構
大阪南医療センター院長 肱岡 泰三

(乙) 委託者